



# 新潟県報

号外 1  
平成 24 年 3 月 29 日

## 目 次

告 示	ページ
369 道路の区域変更……………(道路管理課)	1

## 告 示

### ◎新潟県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 113号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字別行字別行沢850番11から同郡同町大字別行字別行沢850番12まで	新	13.8～19.0メートル	90.0メートル
北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内2331番から同郡同町大字別行字別行沢850番12まで	旧	13.8～26.2メートル	567.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道345号及び県道鳥見新発田線と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字別行字別行沢850番11から同郡同町大字別行字別行沢850番12まで	新	13.8～19.0メートル	90.0メートル
北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内2331番から同郡同町大字別行字別行沢850番12まで	旧	13.8～26.2メートル	567.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道113号及び県道鳥見新発田線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 鳥見新発田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字別行字別行沢850番11から同郡同町大字別行字別行沢850番12まで	新	13.8～19.0メートル	90.0メートル
北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内2331番から同郡同町大字別行字別行沢850番12まで	旧	13.8～26.2メートル	567.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道113号及び一般国道345号と重用

